



燕市監委告示第 8 号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年10月30日

燕市監査委員	五十嵐 昭 五
同	大久保 重 孝
同	丸 山 吉 朗

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査対象

都市整備部 都市計画課、都市整備部 土木課

2 対象期間

平成29年度（平成29年4月1日～平成29年8月31日）

3 監査の実施期間

平成29年9月6日(水)～平成29年10月25日(水) ※10月12日(木)ヒアリングを実施

4 監査の目的及び方法

この監査は、財務に関する事務の執行が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査対象課より事前に監査資料の提出を求め、諸帳簿、証憑書類等を審査し、関係職員から説明を聴取して監査を実施した。なお、行政監査の視点に立った監査も併せて行った。

5 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行（予算執行・収支・契約・出納保管・財産管理等）について
- (2) 市民サービスの向上と事務事業の取組みについて
- (3) 各課の事務内容と職務分担及び職員の勤務状況について

第2 監査対象の概要

（職員数は平成29年8月末現在）

- 1 都市計画課 【全体 職員13名（うち管理職4名（都市整備部長含む）、臨時職員1名）】

都市計画係 【職員3名】

都市計画の企画・調整、土地利用の総合調整、都市計画（下水道課所管のものを除く）の決定・変更、都市計画審議会、都市計画図書の縦覧、都市計画基礎調査、開発行為の許可、優良宅地の認定、都市計画施設等の区域内における建築制限、用途地域等の証明、新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱、国土利用計画法、公有地の拡大の推進に関する法律第4条及び第5条に基づく届出申出事務、駐車場法に基づく届出、土地区画整理事業、市街地再開発事業、県央土地開発公社、都市計画図等の図面の頒布、移住家族・定住家族支援事業、立地適正化計画策定事業、屋外広告物等に関すること

都市施設係 【職員4名】

社会資本整備総合交付金事業、都市計画街路事業の調査・計画及び施工、都市計画街路事業に係る代替地造成工事、都市の開発に係る工事、都市・地域整備局関連工事、都市公園その他公園緑地の調査・計画及び施工、街路樹の維持管理、緑化の推進、都市公園等の使用許可、公園台帳、

児童遊園等に関すること

空き家等対策推進室

【職員 2 名、臨時職員 1 名】

空き家等の対策に係る企画・調整、空き家等の保全に係る情報提供・相談、特定空き家等審査会、特定空き家等の調査・是正指導・措置等に関すること

2 土木課

【全体 職員 19 名（うち管理職 3 名）、臨時職員 3 名】

管理係

【職員 3 名、臨時職員 1 名】

道路河川の管理占用、市道認定及び廃止、境界立会、道路等台帳、法定外公共物の管理利用及び境界、国土調査等に関すること

道路維持係

【職員 6 名、臨時職員 2 名】

道路・橋梁等の維持管理、道路照明の維持管理、除雪及び融雪、道路等のパトロール、現業部門、道路の安全施設の維持管理、市道消雪施設工事補助等に関すること

河川水防係

【職員 2 名】

河川治水、河川改修事業、水防、排水施設等の維持管理等に関すること

建設係

【職員 5 名】

土木工事の調査・設計及び監督、道路・橋梁・舗装の新設改良工事、一般下水路新設改良、道路の交通安全施設、公共土木事業、災害復旧、地すべり防止等に関すること

第3 監査の結果

1 都市計画課

(1) 調書・聞き取りによる確認事項

ア 現在、市内には都市公園 70 箇所、児童遊園が 58 箇所ある。昭和 40～60 年代に多くの公園が造成されたが、少子化が進んだこともあり使用頻度の少ない公園が見受けられるうえ、遊具についても耐用年数を迎え維持管理費が増大していることから、公園の整理・統合を推進しており、自治会等の承諾を得た公園の遊具を順次撤去している。平成 26 年度から平成 28 年度までの間に、16 公園で計 34 基の遊具を撤去している。

イ 平成 28 年 4 月に 87 棟あった特定空き家等の件数は、平成 29 年 4 月現在、63 棟に減少している。63 棟の状態別の内訳は次のとおりである（複数に該当しているものは主たる状態へ集計）。

状態	棟数
倒壊等保安上危険	16
衛生上有害	1
景観を損なっている	0
雑草・雑木・枯草・枯木の放置	1
不特定者侵入による火災・犯罪の誘発	6
その他周辺的生活環境保全を図るために不適切	39

ウ 樹木維持管理業務委託において、合併前からの事務を引き継ぎ、競争入札に付さず見積合わせによる随意契約としているものがあつた。合併前は旧燕市内において入札参加登録している造園業者がなかつたが、合併後、燕市造園業組合が立ち上がるなど状況も変化していることから、契約の方法について、今後見直しを行いたいとしている。

エ 調定伝票の二重起票により、平成 28 年度手数料収入において決算上の収入未済額が生じた。今後は同様の事例を生じさせないよう、年度終了前の確認作業を徹底したいとしている。

オ 本来公園利用者のための駐車場である井土巻五丁目公園駐車場を、不定期の高速バス利用者の一時的利用に限り駐車を可能としている。平成 28 年 7 月から平成 29 年 3 月の間、駐車車両および周辺の路上駐車の調査を行ったところ、路上駐車はほぼ解消されており、公園駐車場においても一定の空きスペースが確保されていることから、今後も経過を観察したいとしている。

(2) 意見

公園の統廃合について、平成25年度に計画を策定し、遊具の安全点検や補修等、予算の平準化を図りながら積極的に取り組んでいる。老朽化した遊具を撤去するのにあわせ、利用頻度の少ない地域管理の児童公園を廃止するなど改善が進められているが、今後とも、継続性、計画性を持って取り組まれない。

特定空き家は増加傾向にあり、いつから放置されているのか、所有者は誰なのかなど実態調査を継続的に行っていくことは、人的にも予算的にも厳しい状況が続いているものと思われる。危険な空き家の撤去を進める一方で、空き家を有効活用する施策についても積極的に検討されたい。

主管課契約に関する事務手続きについて、起案文書や添付書類に一部不備が見受けられた。過去の実績を安易に踏襲することなく適正な契約事務に努められたい。

手数料に関して、確認作業の誤りにより決算上の収入未済額が生じたが、債権の確認や決算期のチェック体制を見直し、適正な事務の執行に努められたい。

2 土木課

(1) 調書・聞き取りによる確認事項

ア 地元自治会等に委託している排水路維持管理業務について、労務単価および資材単価等の上昇により地元から毎年委託料増額の要望があるが、市の財政状況が厳しいことから毎年同額で委託をお願いしているところである。

イ 随意契約締結に関する起案文書の中で、財務規則の根拠条文が明記されていないものや根拠条項に誤りがあるものが見受けられた。

ウ 道路維持係については、今年度の人事異動で 1 名減員となり 1 人当たりの業務量が増加したこと、数多く寄せられる道路等の損傷などに対する現場確認作業により内業に費

やせる時間が限られてしまうこと、7月に3週連続で発生した豪雨災害への対応などがあったことから、例年と比較して時間外勤務が増加している。今後は課内の連携を強化し、業務量の平準化を図りたいとしている。

エ 納付期限を過ぎた道路占用料等の未納者に対しては、文書送付により納付を促している。文書送付後も納付がない場合は、電話や必要に応じて自宅訪問により未収金の回収をおこなうことで、翌年度へ未収金を繰り越すことのないよう努めている。

オ 道路借地料については、平成27年度定期監査において借地契約数35件であったが、平成28年度に2件の減となった。今年度は買収予定の案件1件の交渉がまとまり、来年度借地解消となる予定である。今後も、用地買収の価格交渉が難航している案件については粘り強く交渉を継続していき、その他の案件についても、物件を精査し用地買収が妥当なものは借地解消を進めていきたいとしている。

カ 除雪機借上料（出動稼働料）が年々増加しているのは、算定に用いる新潟県土木部の道路除排雪委託経費積算基準の単価が上昇していることによるものである。これは、平成25年以降、建設業種の担い手確保および建設就労者数減少に歯止めをかけるため、国の施策の一つとして、公共労務単価の算定手法を変異したことが影響しているものと思われるとしている。

(2) 意見

地元自治会に委託している排水路の維持管理業務については、各自治会の世代交代が進みつつある中で、現在の活動を引き継いでいくかどうか課題であり、地域の格差になる恐れがある。自治会の要望を取り入れた適正な検討が必要である。

工事請負の随意契約にかかる起案文書で、理由が明記されていないものや根拠としている財務規則の条文が不適当なものなど、一部に不備が見受けられた。今後の契約事務においては、適切な事務処理に努められたい。

時間外勤務状況は職員間で大きな偏りがあり、専門的な知識や技術を持っている特定の職員やベテランの職員に業務が集中している状況がうかがえる。特に、恒常的に時間外勤務が過重となっている係については、その実態把握に努め、業務内容や業務量を検証し、時間外勤務削減に向けて不可欠である課内の連携体制について検討されたい。